

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	都市整備局企画部住宅政策課（住宅政策グループ） (06-6208-9637)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	マンション建替事業におけるマンション建替組合の総会又は総代会における議決、選挙、当選又は解任の投票の取消し
概要	マンションの建替え等の円滑化に関する法律は、複数の区分所有者が存在するマンションの建替えを円滑に進めるため、建物の区分所有等に関する法律に基づいて管理組合の集会において建替えの実施を決定（建替え決議）した後の具体的な建替事業の主体や事業方法等について規定したものです。 この法律に基づき、市長は、マンション建替組合の組合員が総組合員の10分の1以上の同意を得て、総会・総代会の招集手続もしくは議決の方法、役員・総代の選挙もしくは解任の投票の方法が、この法律または定款に違反することを理由として、その議決、選挙、当選または解任の投票の取消しを請求した場合において、その違反の事実があると認めるときは、その議決、選挙、当選または解任の投票を取り消すことができます。
根拠法令等 及び条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第98条第7項
処分基準	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 （組合に対する監督） 第九十八条 （第1項～第6項 省略） 7 都道府県知事等は、組合の組合員が総組合員の十分の一以上の同意を得て、総会若しくは総代会の招集手続若しくは議決の方法又は役員若しくは総代の選挙若しくは解任の投票の方法が、この法律又は定款に違反することを理由として、その議決、選挙、当選又は解任の投票の取消しを請求した場合において、その違反の事実があると認めるときは、その議決、選挙、当選又は解任の投票を取り消すことができる。
ホームページ	
備考	